



今日は博物館で歴史散策

<http://www.gyouda-clinic.coop/>

地球環境に配慮した事業活動をすすめる ISO 14001 / 医療介護の質の向上と利用者の満足度を高める ISO 9001を取得しています

行田協立診療所は地域の相談センター

他の医療機関・診療所にはない機能を発揮します。

医療や介護の制度は複雑すぎて
今さら聞けないこともあるし…
身近に相談できる人がいない
どこに相談すればいいの？



気軽に立ち寄れる
地域に開かれた診療所
何でも相談できる
組合員さんの知恵をあつめて



来春の診療所のリニューアルを契機に、子ども、障害者、高齢者などの対象者の枠を超え、市内の中心地にある好立地を活かし、誰もが気軽に立ち寄れる、まちづくりの拠点としての機能を発揮できるようにしたいと考えています。

地域交流スペース(多目的スペース)を設置し、学校や行政・ボランティア等の団体との連携を強め、地域住民に開かれた活動やイベントを開催し、様々なボランティア活動も展開します。また、地域での相談事を受け付け、医療費のことや生活のお困りごとについて、行政との連携、必要な介護保険や医療費の減免制度などの社会資源の活用について情報を提供し、ご一緒に解決していけるような取り組みをすすめていきたいと思っております。

多機能で複合的なサービス拠点としての診療所へ 新事業の小規模多機能型居宅介護を開設……リハビリ機能も強化

いよいよ敷地内の工事も始まりました。新しい診療所は、単なるリニューアルに留まらず、地域密着型事業、地域のかかりつけ医として、医療、歯科、介護の各分野で連携を図りながら、地域の方々が利用しやすい事業を進めていきます。特に在宅生活を支える医療・介護をすすめ、最後まで口から食べることを支え、住み慣れた家で暮らし続けるためのサービスを提供します。具体的には在宅生活を支える24時間・365日のサービスとして、小規模多機能型居宅介護の新設をします。さらに、通所リハビリ(デイケア)も開設して高齢者が長く元気で暮らしていけるようにサポートします。



当診療所は無料低額診療を実施しています まずは、ご相談ください。

無料低額診療とは

無料低額診療は経済的理由により医療費の支払いが困難なときに、社会福祉法にもとづき費用の減額や免除を行う制度です。世帯収入が生活保護基準の概ね130%未満の場合に医療費の自己負担分の減免を受けることができます。

診療所では専門の相談員がお身体や生活の状況をお伺いいたします。なお、相談日は毎週木曜日の午前中となっております。



親切に細かいことも
相談にのってくれて
助かっています。



次回の予約や
今後の治療方針の
確認まで

予約外でお越しになられる患者さまへ 受付時間は、診療終了時間の30分前までとなっております。

2019年8月 診療体制表

●内科：日曜日・祝祭日は休診となります。第2土曜日(10日)は休診です。
13日(火)の井上医師、14日(水)の井下田医師の診療は休診となります。
●歯科：日曜日・祝祭日と第2土曜日(10日)、第4土曜日(24日)は休診です。
※医師の都合により診療日を変更する場合がありますので、予約時にご確認ください。

診療時間		月	火	水	木	金	土	
内科	午前	月～土曜日 8:30～12:00	植山	富澤 井上	井下田 植山	菊池 胃カメラ・西巻	菊池 / 野田 栄養相談・安達	吉野(第1) 植山(第3) 吉澤(第4)
	夜間	火曜日 17:00～19:00		富澤				
歯科	午前	月～土曜日 8:30～12:00	山内	荒木 (第1・3・4)	山内	山内	山内	山内 (第1・3・5)
	午後	月、火、金曜日13:00～17:00 木曜日.....13:00～16:00	松澤	山内		山内	早田	
	夜間	木曜日.....17:00～19:30				山内		
訪問診療	内科	午後	植山	井上	井下田		野田	
	歯科	午前	松澤	山内	摂食・嚥下 山崎(第4)		早田	吉崎 (第1・3・5)
		午後	山内 (第1・2・3)	荒木 (第1・3・4)	山内 (第1・2・3)		山内	吉崎 (第1・3)

デイサービスは、月～土曜日及び祝祭日の9:00～16:45まで実施しています

核兵器廃絶に向けて

2019年国民平和行進in行田 集会に37名が参加

7月17日、医療生協なども参加する行田原水協を中心に市民が梅雨の合間をぬって商店街などを約2.5Kmを行進しました。集会では昨年9月の行田市議会で「核兵器禁止条約批准を求める意見書」が採択されたことや、世界的にみても「核兵器禁止条約」は70カ国以上が調印し、22カ国が批准し発効にむけてすすんでいることなどが紹介されました。市長代理のあいさつもあり、石井市長、鈴木教育長からペナントへの署名も頂きました。



市役所前を元気にスタート

ケアセンター通信 ～ケアセンターさきたま～



受動喫煙をなくそう ～改正健康増進法の施行について～

2020東京オリンピック・パラリンピックに向け改正健康増進法が施行され、7月1日から病院や学校、行政機関等の一部施設で原則敷地内禁煙、喫煙場所が設置されている場合のみ喫煙可能となりました。来年4月1日より全施設が屋内禁煙となり、喫煙可能な場所の標識の義務化、20歳未満立ち入り禁止となります。加熱式タバコも紙巻きタバコと同様の措置を取られています。

基本的な考え方としては、①「望まない受動喫煙」をなくす、②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮、③施設の類型、場所ごとに対策を実施、となっております。

タバコの手から出る副流煙による健康被害は交通事故の3倍以上とされています。行田市でも市の公共施設は施設内(建物内)全面禁煙、市役職をはじめとした約80%の施設は敷地内全面禁煙となっております。

凡例			
	喫煙不可		喫煙可
	加熱式タバコ不可		加熱式タバコ可
	飲食不可		飲食可
	20歳未満立ち入り不可		

サマー増資にご協力をお願いします

毎年7・8月は皆さまに出資金の増額をお願いしております。2020年4月の診療所リニューアルに向け、皆さまの期待に添える診療所を目指し準備を行っております。また、新規加入もお願いしておりますので、家族やお知り合いをご紹介ください。

お申し込みは診療所窓口、お近くの支部役員まで